

狭山市中小企業等温室効果ガス排出量可視化補助金

【事業概要】

市内に有する本社又は事業所の施設を対象として、CO2排出量を可視化する有料サービスを活用すること。

※CO2排出量の算定方法がGHGプロトコルに適合し、スコープ1・スコープ2の算定が行われるもの。(2026年3月19日までに事業が完了するもの)

区分	補助率	補助上限	予算額
可視化サービスの利用料	10/10	250,000円	2,500,000円

【補助対象事業者】

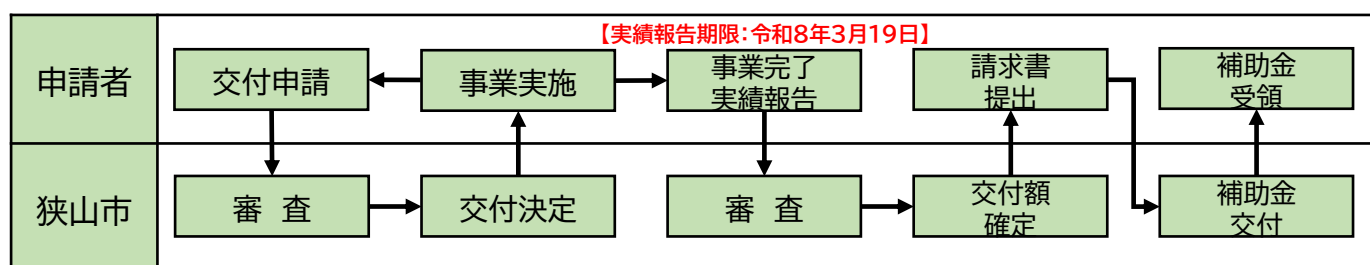
市内に本社または事業所を有し、埼玉県地球温暖化対策推進条例における特定事業者ではない、中小企業者または小規模事業者。

【補助対象経費】

CO2排出量を可視化する有料サービスの可視化ツールの利用料。

※サポートを受けるための費用、CO2排出量削減に関するコンサルティング費用、消費税及び地方消費税は補助対象外

【事業フロー】



【申請書類】

- 交付申請書(様式第1号)
- 市内に本社または事業所を有することを確認できる書類
- 可視化ツールの仕様及び提供事業者との契約内容が確認できる書類

【申請・問合せ先】

申請は窓口・郵送・電子メールで受付。なお、申請にあたっては事前にご相談ください。

狭山市 環境経済部 環境課

電話:04-2937-6793 E-mail:kankyo@city.sayama.saitama.jp